

# 和歌山市テニス協会会則

- 第1条 本会は和歌山市テニス協会と称す。
- 第2条 本会は和歌山市内のテニス愛好者の加盟団体で組織する。
- 第3条 本会はテニスの普及・発展と加盟団体会員の親睦を目的とする。
- 第4条 本会は和歌山市体育協会並びに和歌山県テニス協会に加盟する。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
1. 各種大会、その他必要な事業。
  2. 定期総会は毎年4月に、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 第6条 本会は次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
  2. 副 会 長 1 名
  3. 顧 問 若干名
  4. 理 事 長 1 名
  5. 事務局 長 1 名
  6. 大会運営局長 1 名
  7. 事業運営局長 1 名
  8. 理 事 25名以内
  9. 会 計 1 名
  10. 監 事 1 名
- 第7条 役員は次により選出し、各々の任務を行う。
1. 会長・副会長は理事会に於いて選出し、総会に於いて承認を受ける。会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
  2. 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は会の運営について相談に応じる。
  3. 理事長は理事の互選により選出する。理事長は会長の命を受け、会務を執行する。
  4. 事務局 長は理事の互選により選出し、事務局を統括する。
  5. 大会運営局長は理事の互選により選出し、大会運営局を統括する。
  6. 事業運営局長は理事の互選により選出し、事業運営局を統括する。
  7. 理事は加盟団体会員中から総会で選出し、理事長を補佐し会務を執行する。

8. 会計は会長が任命し会計全般を担当する。

9. 監事は加盟団体会員中から選出し、事業及び会計の監査を担当する。

第8条 役員の任期は原則2年として再任は妨げない。

1. 理事会の選任によって運営委員を置くことができる。

2. 役員に不適当と思われる場合は理事会に於いて解任することができる。

3. 理事に欠員が生じた場合は理事会の選任によって補充し任期は残任期間とする。

第9条 加盟団体は競技運営委員を1名以上協会に登録する。競技運営委員としての登録できないクラブは、クラブ代表者が兼務する。

第10条 理事会は必要に応じて会長又は理事長が召集する。

第11条 各会議の成立は構成員の2分の1以上の出席者を必要とする。但し決議は出席の過半数をもって成立する。

第12条 本会の運営費は会費・分担金・事業収入・助成金・寄付金・その他の収入をもって充ちている。

第13条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第14条 本会の会則は総会の決議を経て改正することができる。

(附則) 平成 9年4月1日改訂

(附則) 平成21年4月1日改訂

(附則) 平成23年4月1日改訂

(附則) 平成25年4月1日改訂